

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成十八年二月二十八日)

(厚生労働省令第十九号)

第五款 業務管理体制の整備等

(平二四厚労令四〇・追加)

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(平二四厚労令四〇・追加、平二五厚労令一二四・一部改正)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限り。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者である場合に限り。)
- 2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定事業者等は、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働

働大臣等の双方に届け出なければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平二七厚労令五五・平三〇厚労令七八・平三一厚労令六〇・一部改正)

(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三一厚労令六〇・一部改正)

(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の三十 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三一厚労令六〇・一部改正)

第四款 業務管理体制の整備等

(平二四厚労令四〇・追加)

(法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。) 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(平二四厚労令四〇・追加)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)

2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平二七厚労令五五・平三一厚労令六〇・一部改正)

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三一厚労令六〇・一部改正)

(法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

(平二四厚労令四〇・追加、平三一厚労令六〇・一部改正)